(35) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画 (景観計画)

調査区域には、「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号) 第 7 条第 1 項の規定による景観 行政団体として石岡市が位置づけられ、同法第 8 条第 1 項の規定により、平成 24 年 11 月に石岡市景観計画が策定されました。

石岡市景観計画の概要は、表 4-97 に示すとおりです。

本計画では、石岡市全域を景観計画区域とし、先導的な景観形成地区(朝日地区、フルーツライン沿線等地区)を設定していますが、先導的な景観形成地区は設定されていません。

なお、小美玉市及び茨城町では、景観計画は策定されていません。

表 4-97(1) 石岡市景観計画の概要

先導的な景観形成地区	区域		
朝日地区	辻、柴内、菖蒲沢、仏生寺、小野越、中山地区		
フルーツライン沿線等地区	フルーツライン沿線の道路中心から両側 100mの範囲(ふるさと農道交差点から朝日トンネルまでの区間)及び、ふるさと農道沿線の道路中心から両側 100mの範囲(ふるさと橋手前交差点からふるさと農道手前交差点)。		

出典:「石岡市景観計画」(平成24年11月 石岡市)

表 4-97(2) 石岡市景観計画の概要

X · · · (2) INDEXMINITIONS				
区分		制限内容		
工作物	位置及び規 模、形態意 匠、素材	 ・工作物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、本市の主要な眺望点からの眺望や、主要な観光資源を阻害することがないよう配慮する。 ・当該工作物が、道路、公園等公共的な空間に接する場合は、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えることのないように、その位置及び規模、形態意匠、素材に配慮する。 ・工作物の形態意匠は、当該地区の景観の特性を確認し、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。また、工作物全体として統一感のあるものとするよう配慮するとともに、建築物と一体で建設する場合には、建築物本体との形態意匠の統一感に配慮する。 		
	色彩	 ・工作物のベースカラーは、「別表 1. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に 基づく色彩とする。 ・ただし、基準を超えない色彩でも、周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。 ・アクセントカラー (誘目性の高い色彩) は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。 ・歴史的価値又は文化的価値の高い工作物や、地域の良好な景観形成に貢献すると判断される工作物については、この基準は適用されないものとする。 ・表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色は、この基準は適用されないものとする。 		
開発行為	方法等	・長大なのり面や擁壁が生じないように、できる限り現況の地形をいかす。・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、緑化等による修景措置を講じる。・擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努め、周辺景観との調和 に配慮する。		
の堆積	方法等	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は、周辺の景観を乱さぬよう配慮し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とするよう配慮する。・周囲から目立たぬよう、植栽等により修景措置を講じる。		

出典:「石岡市景観計画」(平成24年11月 石岡市)

(36) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 7 号の規定 により指定された風致地区は存在しません。

(37) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により市町村が定める歴史 的風致の維持及び向上に関する計画

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致維持向上計画は策定されていません。

(38) その他の環境の保全を目的として法律等に規定する区域等の状況

1) 林野庁通達により指定された保護林の区域

調査区域には、「保護林の再編・拡充について」(平成元年4月11日付け元林野経第25号林野 庁長官通達)により指定された保護林の区域は存在しません。

2) 地すべり等防止法の規定により定められた地すべり防止区域

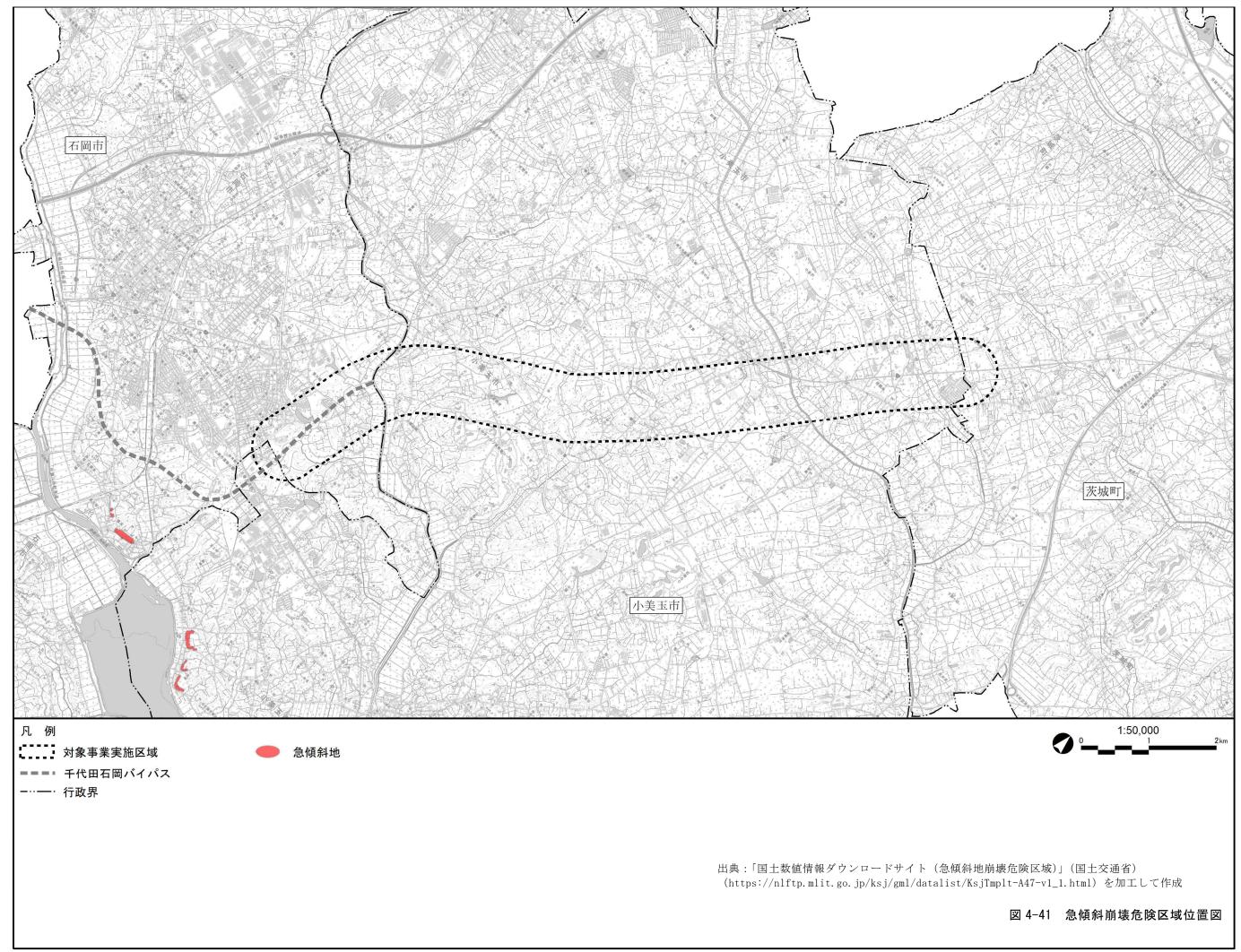
調査区域には、「地すべり防止法」(昭和33年3月31日法律第30号)第3条第1項の規定に基づく地すべり等防止区域は存在しません。

3) 急傾斜の崩壊による災害の防止に関する規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正:平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号) 第 3 条第 1 項に基づく急傾斜地崩壊危険区域が、6 箇所あります。急傾斜地崩壊危険区域の状況は図 4-41 に示すとおりです。

4) 砂防法の規定により定められた砂防指定地

調査区域には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号)第2条の規定に基づく砂防指定地は存在しません。



4.2.9 その他の事項

(1) 廃棄物及び処理施設の状況

1) 廃棄物に係る関係法令等の状況

建設副産物の再利用・処分に係る法令、条例等の概要は、表 4-98 に示すとおりです。

表 4-98 廃棄物等に係る関係法令等の概要

	関係法令・条例名	目的・概要			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日法律第137号)	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、 運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的 とする。			
	循環型社会形成推進基本法 (平成12年6月2日法律第110号)	環境基本法(平成5年法律第91号)の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。			
国の法令	資源の有効な利用の促進に関する 法律 (平成3年4月26日法律第48号)	主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。			
	建設工事に係る資材の再資源化等に 関する法律 (平成12年5月31日法律第104号)	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。			
茨	第5次茨城県廃棄物処理計画 (令和3年度~令和7年度)	県が今後、取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、第5次茨城県廃棄物処理計画を策定し、各主体と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や循環的利用の促進、及び適正処理の確保に係るそれぞれの主体的な取組を推進する。			
茨城県の条例等	茨城県の指針 (平成14年3月25日茨城県告示第325号)	この指針は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき国が法第3条に基づき定めた特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「基本方針」という。)に即し、茨城県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して定めるものである。			

出典:「第5次茨城県廃棄物処理計画」(令和3年3月 茨城県)

2) 廃棄物の再利用・処分技術の現況

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和2年には「建設リサイクル推進計画 2020 ~「質」を重視するリサイクルへ~」(令和2年9月 国土交通省)を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2020 ~「質」を重視するリサイクルへ~」では、「維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点」、「建設副産物の再資源化率等に関する 2024 年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進」、「主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化」、「これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合」などが主なポイントになっています。

本計画の達成基準値は、表 4-99 に示すとおりです。

建設副産物等の代表的な再生利用の流れについては、図 4-42 に示すとおりです。また、建設 副産物の再資源化率(平成 30 年度実績)については、表 4-100 に示すとおりです。

2018 2018 2024 品目 指標 目標値 達成基準 実績値 アスファルト・コンクリート塊 再資源化率 99%以上 99.5% 99%以上 コンクリート塊 再資源化率 99%以上 99.3% 99%以上 再資源化率・縮減率 建設発生木材 95%以上 96.2% 97%以上 95%以上 建設汚泥 再資源化率・縮減率 90%以上 94.6%再資源化率注1) 3.0%以下 建設混合廃棄物 3.5%以下 3.1% 建設廃棄物全体 再資源化率 · 縮減率 96%以上 97.2% 98%以上

表 4-99 建設リサイクル推進計画 2020 の達成基準値

建設発生土 (参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化率 • 縮減率	60%以上	63.2%	_

80%以上

79.8%

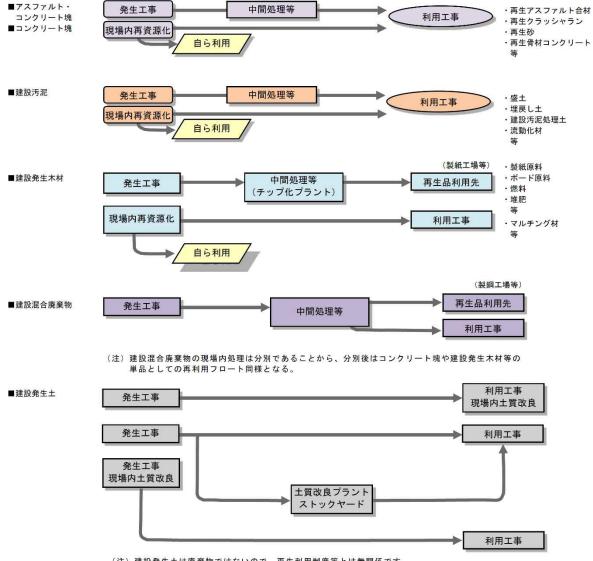
80%以上

有効利用率注2)

出典:「建設リサイクル推進計画 2020~「質」を重視するリサイクルへ~」(令和2年9月 国土交通省)

注 1) 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合である。

注 2) 建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地 復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合である。



(注) 建設発生土は廃棄物ではないので、再生利用制度等とは無関係です。

出典:「よくわかる建設リサイクル 2014-15」(平成 26 年 11 月 建設副産物リサイクル広報推進会議)

図 4-42 建設副産物等の代表的な再生利用の流れ

表 4-100 建設副産物の再資源化率 (平成 30年度実績)

	茨城県		関東地域		全国	
品目	発生量	再資源化率	発生量	再資源化率	発生量	再資源化率
	(千 t)	(%)	(千 t)	(%)	(千 t)	(%)
アスファルト・コンクリート塊	510. 5	(100.0)	6, 589. 2	(99.9)	20, 579. 4	(99. 5)
コンクリート塊	928. 2	(100.0)	10, 864. 4	(99.8)	36, 647. 2	(99. 3)
建設汚泥	108. 6	(97. 5)	3, 776. 0	(97.9)	5, 898. 5	(94. 6)
建設混合廃棄物	31. 2	(80.7)	787. 0	(73.4)	1, 443. 8	(63. 2)
建設発生木材(伐木材・除根材等を含む)	154. 7	(94. 1)	1, 375. 6	(98.3)	5, 323. 5	(96. 2)
廃プラ	5. 6	(82. 2)	132. 2	(77.8)	353.8	(71. 9)
紙くず	2. 3	(96. 5)	58. 6	(97. 2)	154. 1	(94. 2)
金属くず	13. 2	(97. 0)	555. 2	(96.6)	1, 455. 4	(94. 2)
廃石膏ボード	6. 4	(85.4)	138. 5	(78.5)	414. 2	(74. 6)
廃塩化ビニル管・継手	0.3	(60.6)	3. 3	(57.0)	13.8	(55. 1)
廃棄物計	1, 760. 9	(98. 7)	24, 280. 0	(97.9)	72, 283. 8	(97. 2)

出典:「平成30年度建設副産物実態調査結果」(令和5年10月閲覧 国土交通省ホームページ)

3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理業者が7社存在します。産業廃棄物に係る中間処理 施業者の名称及び住所は表 4-101に、その位置は図 4-43に示すとおりです。

なお、調査区域には、産業廃棄物に係る最終処分場は存在しません。

表 4-101 産業廃棄物処理業者

No.	名称	住所	業区分名	処理方法
1	侑 鬼澤商事	小美玉市柴高 849 番地 1	中間	発酵堆肥化
2	㈱ 茨自販リサイクルセンター	小美玉市柴高 666 番地 1	中間	圧縮・破砕
3	㈱ 沼田機業	小美玉市野田 183 番地	中間	破砕
4	(株) 三久	小美玉市野田 1478 番地 1	中間	破砕・切断・選別
5	エア・ウォーター・ゾル ㈱	小美玉市三箇 817 番地 1	中間	穿孔・圧縮
6	㈱ いばらき中央アスコン	茨城町小幡字板橋 930 番地	中間	破砕
7	㈱ フォレストファーム	茨城町大字秋葉 1141 番地 45	中間	破砕

注) 表中の NO. は図 4-43 の番号に対応する。

出典:「産業廃棄物処分業者名簿(令和4年5月16日現在)」(令和5年10月閲覧 茨城県ホームページ)

